

(参 考)

衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業について

1 計画の概要

(1) 事業者

(財)愛知臨海環境整備センター

(2) 事業実施区域の場所

海面埋立部分：知多郡武豊町字旭 1 番及び一号地 17 番地 2 の地先公有水面

進入道路 (1)：知多郡武豊町字一号地 17 番地及び一号地 17 番地 2

(3) 事業実施区域の面積 (48.0 ヘクタール)

海面埋立部分面積 47.2 ヘクタール

・管理型区画 (2) 34.4 ヘクタール

・安定型区画 8.4 ヘクタール

・護岸、管理施設 4.4 ヘクタール

進入道路面積 0.8 ヘクタール

(1) 進入道路は県が整備する事業であるが、廃棄物の搬入道路として専有的に使用することから、環境影響評価上は事業実施区域と同等の取り扱い。

(2) この部分の面積が 30ha 以上であり、環境影響評価法施行令 (平成 9 年政令第 346 号) 別表第 1 に規定する第 1 種事業に該当。

2 環境影響評価手続

平成 18 年 4 月 25 日 方法書の公告・縦覧 (~ 5 月 24 日)

平成 18 年 8 月 11 日 方法書に対する知事意見の提出

平成 19 年 6 月 8 日 準備書の公告・縦覧 (~ 7 月 9 日)

6 月 15 日、18 日、19 日、23 日 準備書に対する住民説明会

7 月 23 日 住民意見の提出期限

8 月 6 日 住民意見の概要及び当該意見についての事業者見解の送付

8 月 7 日 愛知県環境影響評価審査会への諮問

9 月 15 日 環境影響評価に関する公聴会

10 月 23 日 愛知県環境影響評価審査会からの答申

11 月 1 日 準備書に対する知事意見の提出

(今後の手続)

今後、事業者は、愛知県知事意見等を踏まえ、環境影響評価書を作成することになります。